

函館市監査公表第12号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

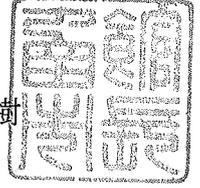


函 経 経

令和3年(2021年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
経済部 雇用労政 課	<p>労働福祉事業補助金（全労連・函館地方労働組合会議）            労働福祉事業補助金（連合北海道函館地区連合会）</p> <p>100万円を超える補助金を概算払いとして1回で支払っているが、運用方針に規定されている「おおむね補助金額が100万円以上は年4回払、30万円以上は年2～3回払とする。」との整合性がないのではないか。</p>	107  109	<p>補助金の支払いにあたっては、補助事業者である各組合から、毎年、申請時の事業執行に基づいた月別の「執行予定表」の提出を求めており、当該予定表に応じ、各組合との協議、また交付決定時に財政課の決裁を得たうえで、必要な時期に必要な額を支払っているところであります。</p> <p>『函館市補助金等交付規則運用方針第13条（補助金等の交付）関係』においては「実施時期等を勘案し、補助事業者等および財政課と協議の上、年4回を限度として概算払いができる」「おおむね、補助金額が100万円以上は年4回払」と規定されているが、上記のとおり執行予定に基づき補助事業者および財政課と協議を経て、支払時期を決定しているところであり、同運用方針の規定に反している状況にはなっておらず、適正な支払いがなされているものと考えております。</p>
経済部 工業振興 課	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団            研究開発等事業補助金</p> <p>領収書等の添付について            実績報告書については、精算書が添付され、非常に詳細に説明されているが、支払いの事実を証明する領収書等の添付がないことから、確認ができない。            少なくとも、決算書類の添付のみであれば、「監事」等の役職者を任命し、内部監査を実施した決算書を提出すべきである。</p>	114	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団では、毎年度、理事会において決算報告を行っており、その際には、外部の監事により当該事業年度における事業報告、附属明細、会計帳簿またはこれに関する資料について監査報告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づく監査報告書）を行っております。</p> <p>このような中で、このたび監査の対象となった令和元(2019)年度においても、外部の監事による監査報告がなされ、理事会において承認されておりますが、承認後に、当該補助金の実績報告書へ監査報告書の写しを添付していなかったことから、今後においては、理事会にて当該事業年度における決算の承認を得た後に、当該補助金の実績報告書にも、監査報告書の写しを添付することとし、令和2(2020)年度の実績報告から事務手続きを改めております。</p>